

「にぎわいフリーマーケット」出店募集要項

■ 開催日

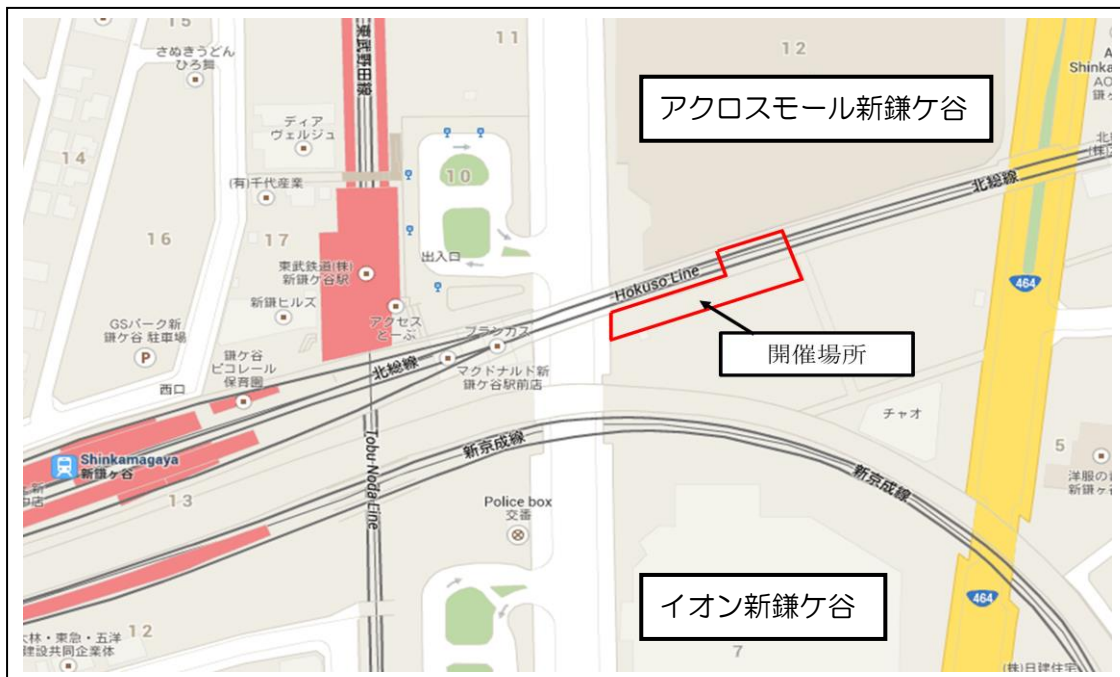
4月、5月、6月、10月、11月、3月の第4日曜日及び主催者が指定する日
※雨天及び出店希望者が最少催行人数5名に満たない場合は、中止といたします。

■ 開催時間

10時から15時まで
※気象条件によっては、開催時間を変更する場合があります。

■ 会 場（下図のとおり）

新鎌ヶ谷駅（東武野田線、新京成線、北総鉄道、成田スカイアクセス線）から徒歩約1分
北総鉄道高架下用地及び新鎌ヶ谷地区中街区歩行者専用通路用地



■ 出店区画数

手持出店 12区画 縦2m×横4.5m

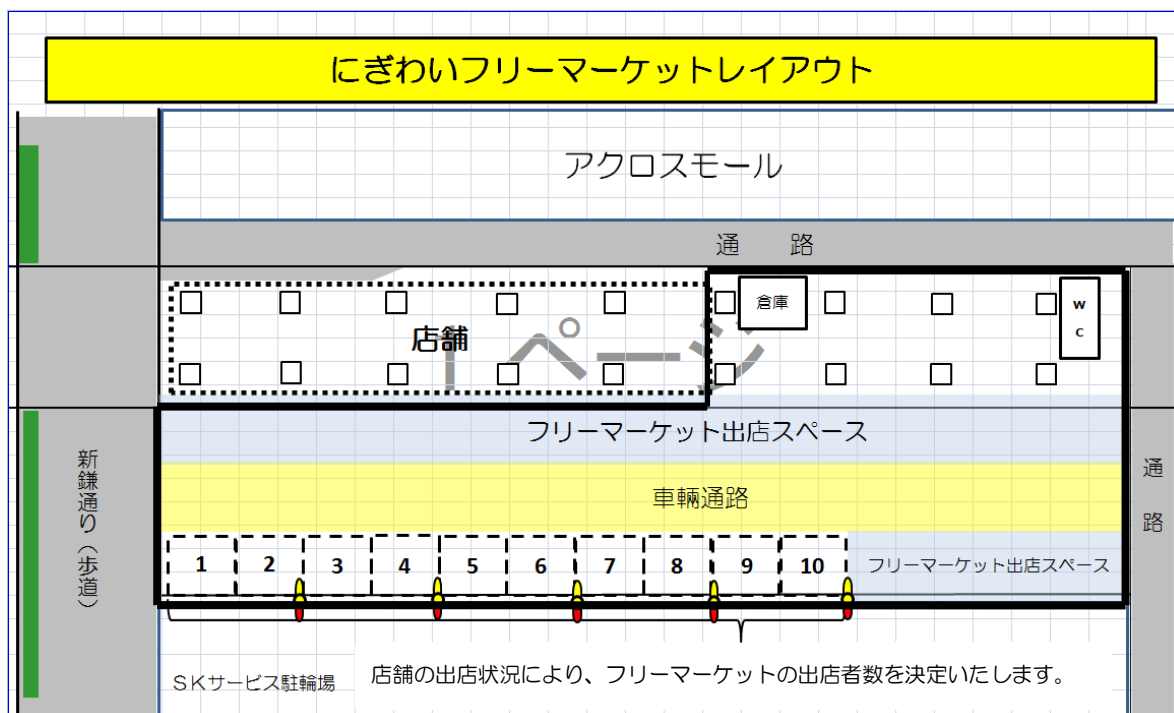
※参加者は、荷物の搬入後、市役所の駐車場を利用することができます。

※移動販売車（キッチンカー）の出店状況等により、出店区画数を変更させていただく場合がございます。

※出店申込者が多数いる場合は、出店申込を先着順とさせていただきます。

※プロフェッショナルの出店は不可とします。

■ 会場レイアウト（出店スペース）



■ 出店負担料

手持出店 500円/日

※自己都合により出店をキャンセルされた場合、出店負担料は発生いたしますのでご注意ください。

■ 出店申込

行政財産使用許可申請書（第82号様式）、行政財産使用料減免申請書及びにぎわいフリーマーケット申込書（別記様式1）に必要事項を記入の上、開催日の10日前までに郵送又は持参にてお申し込みください。なお、出店負担料につきましては、出店当日の出店受付時にお支払ください。

※書類の記載ミス等が発生した場合は、必ず訂正印をいただくことになります。記載ミスが無いように、ご注意ください。

■ 出店許可

にぎわいフリーマーケットに出店を希望するものから申込があった場合において、これを許可したときは、行政財産使用許可書（第84号様式）及び行政財産使用料減免決定通知書を交付します。出店の許可を受けたものは、許可書を常時携行し、鎌ヶ谷市から提示を求められた場合は拒むことができません。

■ 注意事項

- (1) 会場内での事故や盗難等のトラブルについては、主催者は一切の責任を負いません。
- (2) 会場内の施設を破損又は汚損した場合、当事者の責任をもって賠償していただきます。
- (3) 車輦で会場に乗り入れる場合、出入庫に際して歩道等を横切る際は、往来する歩行者等に十分注意してください。また、会場内は徐行し、歩行者等の安全確保に努めるものとします。
- (4) 雨天等によりフリーマーケットが中止となる場合は、開催日の前日までに、電話等でご連絡させていただきます。
- (5) 当日の搬入時間につきましては、フリーマーケットの開催日の2日前までに、電話等でご連絡させていただきます。
- (6) 出店場所は、原則、来場いただいた方から、先着順で決定させていただきます。
- (7) テント等を使用する場合は、風でとばされないように固定してください。また強風の際は、テント等の使用を禁止いたします。
- (8) 出店時に出たゴミや売れ残った商品は、必ず出店者が持ち帰ってください。
- (9) お支払いただきました出店負担金につきましては、中止による場合以外は返金いたしません。
- (10) 主催者及び会場スタッフの指示に従い出店してください。指示に従わない場合は、退場していただく場合もあります。

■ 禁止事項

しんかまにぎわい広場の来場者が快適に利用できるよう、出店者が以下に掲げる事項に該当する場合は、出店を不許可または取り消しにいたします。

- (1) 公序良俗に反するおそれ、又は暴力その他不法行為を行うおそれがあると認められる場合。
- (2) 政治活動を目的とした議員（立候補者を含む）、政治団体等による出店と認められる場合。
- (3) 宗教団体等による出店と認められる場合。
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらに準ずると認められる場合。
- (5) 販売に際し、著しく音響、発煙、臭気を伴うもの、又は危険と認められる場合。
- (6) 法律により販売が禁止されているものを販売していると認められる場合。
- (7) コピー商品、偽ブランド商品、鋭利な金属類、アダルト関連商品、商品券その他金券の類、車、バイク等を販売していると認められる場合。
- (8) 当日会場内で購入したものを販売していると認められる場合。
- (9) その他、鎌ヶ谷市が禁止する行為。

■ 利用許可の取消し等

以下に掲げる事項に該当する場合は、許可の取り消しや出店中においても中止させていただきます。

- (1) 出店者がこの募集要項に違反した場合
- (2) 出店者が事実を偽って申し込んだ場合
- (3) 出店者が許可に付された条件に違反した場合
- (4) 災害その他不可抗力によって、会場の利用ができなくなった場合
- (5) その他、管理運営上、鎌ヶ谷市において必要があると認める場合

■ 申込み及び問合せ先

鎌ヶ谷市 市民生活部 商工振興課

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

TEL 047(445)1240

FAX 047(445)1400